

令和8年8月20日

環境ラベルに関する実態調査報告書の公表について

消費者庁は、景品表示法の観点から、環境ラベルに関する事業者の表示について実態調査を行い、その結果に基づき、同法上の考え方を取りまとめたので、これを公表します。

近年、環境問題が喫緊の課題となっており、一般消費者の環境意識が高まるとともに、事業者による環境問題への取組の積極的な情報発信の重要性が増してきています。

環境配慮を訴求する広告表示が増加する中、限られた表示スペースで効果的かつ効率的に一般消費者に環境配慮を訴求できる環境ラベルが積極的に活用され、多種多様な環境ラベルが出現しています。

環境ラベルによって、商品又はサービスが実際のもの又は事実と相違して競争事業者のものよりも著しく環境に配慮していると一般消費者に誤認される場合には、不当表示（優良誤認表示）として景品表示法上問題となります。

消費者庁では、一般消費者向けの商品やサービスの広告表示で用いられている環境ラベルを収集・整理し、環境ラベルの表示の実態等について事業者等にヒアリング調査を行うとともに、一般消費者を対象とした意識調査を行いました。

今般、上記の調査結果に基づき、景品表示法上の考え方を整理し、「環境ラベルに関する実態調査報告書」を取りまとめたので、公表いたします。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03(3507)7564（直通）

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>